

医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示について

- ・ オンライン請求を行っています
- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ・ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等で閲覧または活用できる体制を有しています
- ・ 電子処方箋の発行ができる体制を有しています
- ・ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在準備中です（経過措置）
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声かけ・ポスター掲示を行っています

上記の体制によって令和7年9月診療分より、初診時に医療DX 推進体制整備加算を月1回に限り8～10点を算定します。ご理解のほど、よろしくお願い致します。